

4. 付録

島根県竹島学習リーフレット批判へのコメント

塚本 孝

はしがき

本稿は、島根県の竹島学習リーフレット¹を批判する久保井規夫氏の冊子²へのコメントである。2022年10月、久保井氏は、県リーフレットの「竹島が韓国の領土であることを示す正当な根拠はありません」と題するページを批判する文書を島根県に送付した。これに対して、島根県竹島問題研究会の下條正男座長が県ウェブサイト Web 竹島問題研究所のコラム事実求是に「久保井規夫氏の批判に答える(上)(下)」と題する記事を掲載した(事実求是 66回 2023.4/67回 2023.7)。冊子は、久保井氏が2023年10月に改めて自説を詳細に説いたものであり、これに対しては下條座長も「“竹島の日を考え直す会”からの反論を反駁する(上)(下)」(事実求是 68回 2023.11/69回 2023.12)で対応した³。もとより我が国においては多種多様な言論が自由に行われる。竹島をめぐっても様々な意見があることは健全なことである。ただ、県リーフレットの記述は簡便を旨としている関係上、説明が不足しているかもしれない。以下、そのような懸念から冊子の展開する議論のうち幾つかの点について、下條座長の解説を補足して若干のコメントをする。

① 于山島について

久保井規夫氏は、冊子の中で韓国が竹島の古名であるとする于山(于山島)について独自の主張をしている。同氏は、県リーフレットが『新增東国輿地勝覧』の八道総図(16世紀)と『青邱図』の蔚陵島図(19世紀)を示して于山島は架空の島か竹嶼であるとしたことに関し、“この「八道総図」など実地調査もなく、于山国と国名になる程ならと于山島を位置も大きさも仮想して、でたらめに蔚陵島の西側に並べた図であり、于山島＝独島説とはまったく無縁である”(冊子 p. 4)と述べて韓国政府の見解を否定する。その一方で同氏は、“「于山島」が「独島＝竹島(松島)」に比定される「安龍福事件」(1693～1696)以降に、史料の探査、解説をすべきである”(冊子 p. 6)と述べて、『東国文献備考』(18世紀)を挙げる。同氏はまた、“特筆すべき第一級文献史料を示す”と前置きし、“安龍福事件が起こった際、1694年9月、肅宗国王の命を受け、張漢相…は、蔚陵島を探査して「蔚陵島事蹟」を記した。聖人峰に登って于山島＝日本名松島を探した。「東の方を見ると、海の中に島が一つあり、東南の方に薄暗く見えた。…距離は三百余里」。この島は、…今日の、独島＝竹島に他ならないのである”(冊子 p. 6)とする。

¹ 『竹島：日本の領土であることを学ぶ』2022.2 <<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima06/pamphlet/index.data/leaflet.2022.3.pdf>>。以下「県リーフレット」という。

² 『島根県の竹島学習の副教材リーフレット：「竹島」日本の領土であることを学ぶ「韓国側の主な主張」への「事実と反論」は、不当な見解です』2023年、全65頁。以下「冊子」という。久保井規夫氏は、冊子によれば、“「竹島の日」を考え直す会”理事長である由。

³ 事実求是 <<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-2/>>

安龍福事件および東国文献備考については、上記事実求是で下條座長が詳しく解説しているので、ここでは張漢相の『鬱陵島事蹟』(1694 年)についてコメントする。関係個所の記述は、次のとおりである。

島之四方乗船環審 … 東方五里許 有一小島 不甚高大 海長竹叢生於一面 霽雨霞捲之日 入山登中峰 則南北兩峰 岌崇相面 此所謂三峰也 西望大關嶺逶迤之狀 東望海中有一島 杳在辰方 而其大未滿蔚陵島三分之一 不過三百餘里⁴

(〔鬱陵〕島の四方を船に乗って見て回った。… 東方五里ほどに一小島あり。それほど大きくはない。海長竹が一面に生えている。雨霞が晴れ上がった日、中峰に登った。南北両峰が高く迫る。これいわゆる三峰なり。西に大関嶺がくねり行くさまを望む。東に海中一島あるを望む。杳(ヨウ・暗い)として辰の方向に在り、大きさは鬱陵島の三分の一未満、三百余里を超えない。)

この文を見ると、張漢相は“聖人峰に登って于山島＝日本名松島を探した”とか、于山島を見つけた(東方に見えた島が于山島だ)とは述べていない。そもそも安龍福が備辺司の取調べで松島を「子山」に結びつける供述をするのは2年後である。朝鮮古地図に即して言えば、張漢相が山上から望見した“ぼんやりと東南東の方向に在る(杳在辰方)島”ではなく、鬱陵島の周囲を船で廻ったときに見た“東方五里ほど(2km)にあり、それほど大きくなく、海長竹が一面に生える小島”(今日チュクトとか竹嶼と呼ばれる島)が于山島に比定された。例えば、1711 年朴錫昌の鬱陵島巡検と関連づけられる『鬱陵島圖形』(ソウル大学校所蔵。独島博物館展示会図録等に画像あり)では、鬱陵島の東側直近の位置に小島を描き「海長竹田 所謂于山島」と記している(県リーフレットにある『青邱図』の于山もこの島)。

本題に戻り、張漢相が鬱陵島の山上から竹島(韓国のいう独島)を望見したとして、それゆえ自国領土だという議論は法的に成り立たない。「発見」にも当たらない。日本には竹島で日本人が活動した記録があり実地の知見に基づく詳細な地図(例えば鳥取県立博物館所蔵 8443 号⁵)もあるのに対し、朝鮮にはそのような記録や地図はない。

久保井規夫氏は、続いて“島根県リーフレットなどの「于山島＝架空の島」説を支持する者は困り果てる第一級の地図史料を提示しよう”と前置きし、官撰地図である高橋景保の『新訂萬国全図』(1807 年~1810 年)、山路諧孝の『重訂萬国全図』(1855 年)を挙げる(冊子 pp. 8-9)。同氏は、“「新訂萬国全図」第二版(1810 年)は朝鮮海に、鬱陵島、于山島と記されている”と述べるが、この地図の隠岐諸島と朝鮮半島間に島はない⁶。重訂萬国全図(1855 年)は日本海に「アルゴナウト島即竹島」と「タゲレット島即松島」を描くが⁷、広く知られるように(川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院, 1966, p. 10 参照)、Dagelet は 1787 年に鬱陵島を実測したフランス船の乗員(鬱陵島の第一発見者)名、Argonaut は別途鬱陵島を測量した英国船の名前であり、いずれも鬱陵島を指す(ただし、アーゴノート島は後年ダジュレ島

⁴ 金柄烈『獨島:獨島資料総覧』ソウル: 다다미미디어, 1998, p. 172.

⁵ 島根県 Web 竹島問題研究所HPに画像あり<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04_01/takeshima04d.data/2-8442-2.pdf>

⁶ 国立公文書館デジタルアーカイブ<<https://www.digital.archives.go.jp/api/iiif/1795284>>, 国立国会図書館デジタルコレクション<<https://dl.ndl.go.jp/pid/1286206>>。なお、冊子 p. 8 掲載の画像(異本?)には朝鮮半島東岸咸興湾に「千山島」が描かれているが、この島(朝鮮半島の東岸に接するように描かれ、中国風の読み Tchian-chan-tao として西洋の朝鮮図等によく見られる島)が竹島である可能性は皆無であろう。

⁷ 国立公文書館デジタルアーカイブ<<https://www.digital.archives.go.jp/file/2545927>>参照。

の測量間違いとして地図上から消える)。ただし、冊子の記述から判断して久保井氏は以上のことを承知していると考えられる。そうであるのに何ゆえ新訂万国全図・重訂万国全図の改訂により“于山島が明確に松島＝独島になった”(冊子 p. 9) といった主張になるのか不明である。同氏はまた、“東南諸島開拓使”金玉均が清水光憲『朝鮮輿地図』(1892 年)を所有していた、“東南諸島の名に松島(今日の独島＝竹島)を含むことがわかる”とも述べる(冊子 p. 10)。しかし、この地図の「松島」も形状と位置から明らかに鬱陵島である(「竹島」は烏有のアーゴノート)。安龍福事件以降の于山島は独島であるという自分で立てた命題を、それが成り立つかどうか資料に拠って検証するのではなく、定理として万事に適用するということであれば、不適である。

② 元禄竹島一件をめぐる

次に、県リーフレットが、17 世紀に江戸幕府は鬱陵島と竹島を朝鮮領と認めたという韓国側の主張に対し、“安龍福らの鬱陵島出漁をきっかけに江戸幕府は鬱陵島について対馬藩に朝鮮国との交渉を命じましたがまとまらず 1696(元禄 9)年鬱陵島への渡海を禁じました(元禄竹島一件)、しかし現在の竹島は交渉の対象になっていません”としたことについて、久保井規夫氏は、“幕府が鬱陵島渡海禁止令を決定したのは、…鳥取藩から「竹島、松島は鳥取藩(因幡国、伯耆国)の領土ではない」との上申…を受けて、朝鮮領と思われる島を日本領として争うことを止めたのである”と主張する(冊子 pp. 11-12)。

この「元禄竹島一件」の竹島は、鬱陵島の日本での呼称であって、今日の竹島(当時の呼称松島。上記①で述べた幕末明治の松島＝ダジュレとは別)は、県リーフレットにあるとおり朝鮮国との間で交渉の対象になっていない。17 世紀末元禄の日朝交渉においては、日本側が竹島(往時の竹島)への朝鮮国民の出漁禁止を求めたのに対し、朝鮮国側は、同島は鬱陵島であり、輿地志にも掲載しており朝鮮領だと主張した。

さて、日朝両国間で竹島の朝鮮所属を取り決めたとか、幕府が朝鮮国に対して今日の竹島を朝鮮領と認めたということであれば、国際法上、相手国との間で協定したこと(条約)は守られなければならない(pacta sunt servanda) 後年実効的支配に基づく権原主張を行っても条約が優先する——「国境地区の主権に関する事件」(ベルギー・オランダ、1959 年 ICJ 判決⁸)、「カメルーン・ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件」(2002 年 ICJ 判決⁹)。また、相手国に向かって述べたことも重大な意味を持つ——「東部グリーンランド事件」(デンマーク・ノルウェー、1933 年 PCIJ 判決¹⁰)、「ペドラブランカ/プラウバトゥプテ、中央岩及び南暗礁に対する主権」(シンガポール・マレーシア、2008 年 ICJ 判決¹¹)。

ここで、冊子が“[幕府が]鳥取藩から「竹島、松島は鳥取藩(因幡国、伯耆国)の領土ではない」との上申を受け[た]”とするのは、次のことを指す。

⁸ *Case concerning Sovereignty over certain Frontier Land, Judgment of 20 June 1959: I.C.J. Reports 1959, pp. 227-230.*

⁹ *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria, Judgment, I.C.J. Reports 2002, p. 116, para. 223.*

¹⁰ *Legal status of Eastern Greenland, Judgment of 5 April 1933, P.C.I.J. Ser. A/B fascicule No.53, pp. 57-58, 69-73.*

¹¹ *Sovereignty over Pedra Branca/Plau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment of 23 May 2008, I.C.J. Reports 2008, pp. 73-76, paras. 192-205.*

(イ) 元禄 8 年 12 月 25 日 (1696 年 1 月 27 日)、老中阿部豊後守が鳥取藩の江戸屋敷に往時の竹島が因幡伯耆付属になった時期 (因州伯州え付候竹嶋はいつの比より両国え附属候哉 先祖領地被下候以前よりの儀候哉但其後よりの儀候哉事)、竹島以外に両国附属の島があるか (竹嶋の外両国え附属の嶋有之候哉 并是又漁採ニ両国の者参候哉事) 等を照会し、翌日鳥取藩が (往時の) 竹島は因幡伯耆の付属ではない、米子の町人が渡海しているのは初代藩主が領国の節ご奉書を以て仰せ出られたと承知している (竹嶋は因幡伯耆附属ニては無御座候 伯耆国米子町人大屋久右衛門村川市兵衛と申者 渡海漁仕儀候 松平新太郎領国の節 以御奉書 被仰出候旨承候)、竹島松島そのほか両国へ附属の島はない (竹嶋松嶋其他両国え附属の嶋無御座候事) と返答したこと、

(ロ) 元禄 9 年正月 25 日 (1696 年 2 月 23 日) 付けで鳥取藩から追加的に、松島はいずれの国の附属でもないと承知している (松嶋は何れの国え附候嶋ニても無御座由承候事)、松島へ猟に行くのは竹島へ渡海の航路上にあるので立ち寄って猟をするのである (松嶋え猟参候儀 竹嶋え渡海の節通筋ニて御座候故 立寄猟仕候) と返答したこと¹²。

すなわち、幕府が竹島渡海禁止の前に松島 (今日の竹島) に関する情報を得ていたことは確かである。しかし、元禄竹島一件で竹島を朝鮮領と協定したとか、朝鮮国に向かって日本が同島を朝鮮領と認めたことはない。交渉過程でいずれかの側がこの島に言及したことさえない。松島は、対朝鮮外交の窓口であった対馬藩への竹島渡海禁止決定の伝達 (元禄 9 年正月 28 日老中戸田山城守が宗義真に手交した覚書) においても、当該決定の朝鮮国への通知 (元禄 9 年 10 月宗義真が朝鮮国の使者に伝えた口上之覚) でも言及されていない¹³。両国民の入交り防止が渡海禁止の理由とされていること (松島=今日の竹島に朝鮮の人が出漁したためではない)、そもそも朝鮮国は松島を領地と主張していないことからして当然である。

<老中戸田山城守が宗義真に手交した覚書>

先年以来伯州米子の町人兩人竹島え罷越致漁候處 朝鮮人モ彼島え参致漁 日本人入交り無益の事ニ候間 向後米子の町人渡海の儀被差留候との御儀被仰渡候也

(先年以来伯州米子の町人兩人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮人も彼島へ参り漁を致し日本人入交り無益のことであるので、向後米子の町人の渡海を差し止めなされたとの御事を仰せ渡された。)

<宗義真が朝鮮国の使者に伝えた口上之覚>

彼嶋の儀 因幡伯耆え附属と申ニても無之 日本え取候と申事ニても無之 空嶋ニ候故伯耆の者罷渡致漁候迄ニ候 然処 近年朝鮮人罷渡 入交如何ニ付 最前の通 対馬守方より申遣候得は 朝鮮え道程も近ク伯耆よりは程遠き由ニ候間 重て此方の漁民渡海不仕候様ニ可被仰付との御事ニ候間 御誠信之段忝可被存候

(彼島の件、因幡伯耆付属という訳でもなく、日本の物にしたということでもなく、空島なので伯耆の者が渡海し漁をしていたに過ぎない。そうであるところ近年朝鮮人が渡海してきた。入り交わるのは問題であるので先に対馬守を通じて申し入れたところであるが、朝鮮へ道のりが近く伯耆からは

¹² 『竹嶋之書附』(鳥取県立博物館蔵)。島根県〔第 1 期〕竹島問題研究会最終報告書資料編に影印と翻刻がある < https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04_01/takeshima04c.html >

¹³ 『竹島紀事』巻五、1726 年(国立公文書館蔵)。同上。

遠いとのことゆえ日本の漁民が渡海しないよう命じるとのことであるから御誠信の段ありがたく承知されたい。)

よって、元禄竹島一件で幕府が今日の竹島を朝鮮領とした事実はない。

なお、久保井規夫氏はまた、(a)安龍福が鳥取藩に来て蔚陵子山両島監税将を名乗り竹島と松島が朝鮮領であると主張したと強調する(冊子 pp. 13-14)。同氏はさらに、(b)県リーフレットが「天保竹島一件」で松島(現在の竹島)へ行く名目で竹島(蔚陵島)に渡ったことを以て当時の人々が竹島への渡海ならさしつかえないと考えていたとしていることを批判して、“「さしつかえない」どころか、主犯である両名は、…死罪を申しつけられた”とする(冊子 p. 18)。しかし、(a)のことは、県リーフレットにあるとおり、また久保井氏が冊子の中で言及しているとおり、安龍福の言動は、当時の朝鮮政府によって“朝家の知るところでない”と言明されているので¹⁴、元禄竹島一件で今日の竹島が日朝交渉の対象になっていないという結論に影響を及ぼさない。(なお、安龍福の「子山」が実体を伴った松島でないことにつきはしがきで述べた下條座長の事実求是 66 へ。)また、(b)の、天保竹島一件の裁判記録に¹⁵「松嶋え渡海の名目を以竹嶋え渡り」とあるというのは松島(今日の竹島)渡海が名目になり得たということ(処罰されたのは蔚陵島へ渡海したため)である。

③ 1877 年太政官指令

次に、1877(明治 10)年の太政官指令で明治政府が竹島を日本領でないと決定したというという韓国側の主張に対し県リーフレットが、“太政官指令は「竹島外一島」が日本と関係ないとし、ここでいう竹島は蔚陵島、外一島は松島ですが、明治期には松島も蔚陵島を指したのでこの指令は蔚陵島に関するものです”としたことについて、久保井規夫氏は、島根県から内務省に提出された「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に添えられた「由来の概略」と「磯竹島略図」から“松島が独島＝竹島を示していることは明々白々である”(冊子 p. 21)、“「明治期には松島も蔚陵島を指した」との認識がまだこの時期 1877 年には行き渡っていなかったことが分かる”(冊子 p. 22、磯竹島略図へのキャプション)、“かくて、内務省(大久保利通)は、すでに元禄;鳥取藩竹島一件にて幕府が、竹島(蔚陵島)外一島の松島(独島＝竹島)が朝鮮国領と裁可済みであることを踏まえて「竹島外一島之儀、本邦関係無之儀と相心得るべきこと」との指令を…仰ぎ、伺い通りの「太政官指令」(1877.3.29)が出された”(冊子 p. 24)と主張する。

事案は、1876(明治 9)年 10 月島根県が大谷村川家の古文書に基づき「竹島外一島」を県の地籍に入れることを内務省に伺い出たのに対し、内務省は翌 1877(明治 10)年 3 月元禄竹島一件の記録に徴し竹島(往時の竹島＝蔚陵島)は本邦無関係として上級機関である太

¹⁴ 『肅宗実録』肅宗 23 年丁丑二月乙未条に、「東萊府使李世載が王に言うには、対馬の役人が“昨年貴国人が訴訟に及んだが朝命によるものか”と聞いてきた。李世載は、“もし弁ずべきことがあれば訳官を江戸へ送る、何をばばかって騒がしい浦民を送ることがあろうか(若有可弁送一訳於江戸 顧何所憚 而乃送狂蠢浦民耶)”と述べ、備辺司は、“…風に漂う愚民がたとえ何かしても朝家の知るところではない(…至於漂風愚民 設有所作為 亦非朝家所知)”と主張した。そのように対馬の使者に言うことが諮られ王がこれを允許した。」と記されている(國史編纂委員會『朝鮮王朝實録 39』ソウル：東國文化社、1957, pp. 449-450 肅宗実録 卷 31, 10-11 丁)。漂氓事は、禮曹參議の書簡で日本に伝えられた(『竹島紀事』卷五)。

¹⁵ 『無宿狩込一件2巻』[1]無宿狩込一件 天保七申年、国立国会図書館蔵 旧幕府引継書

政官に確認を求め、太政官は内務省伺を肯定して本邦無関係と心得よと回答したものである¹⁶。

まず、久保井規夫氏は、「由来の概略」と「磯竹島略図」から松島が独島＝竹島を示していることは明々白々であると言うが、原由之大略（同氏のいう「由来の概略」）と磯竹島略圖は、島根県の伺の添付資料、つまり竹島外一島を県の地籍に入れる方向での伺出の説明資料である。これらは、大谷家の古文書に基づいて作成されたものであり、元禄の竹島（往時の竹島＝鬱陵島）渡海禁制に対する認識も、“日本管内タルヘキノ證書ヲ上ラハ以後朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ與フ可キノ命アリ彼國此ヲ奉ス（日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁獵の権利を与えとの命を下し、彼国はこれを奉じた。）”としていた（原由之大略）。内務省は、この、幕府が朝鮮国から日本領であるとの確約を得た上で同国に漁業権を譲与したものであり地籍に編纂すべきであるとする理解を否定した。すなわち、島根県の伺いとその説明資料は採用せず、元禄竹島一件の記録（対馬藩士編の『竹島紀事』）に依って往時の竹島（鬱陵島）は本邦無関係としたのである。

また、久保井氏は、磯竹島略図を説明して、明治期には松島も鬱陵島を指したとの認識がまだこの時期 1877 年には行き渡っていなかったことが分かると言うが、上述のとおり磯竹島略図は大谷家古文書に基づいて作成されたものであり、同絵図上の松島が江戸時代の松島すなわち今日の竹島であることは当然である。しかし、前記④で見た山路諧孝『重訂万国全図』安政 2（1855）年の「タゲレット島即松島」以降、幕末明治期の官撰地図上の松島はすべからく西洋の地図の影響下における Dagelet たる松島＝鬱陵島である。

さらに、内務省（大久保利通）は、元禄竹島一件で幕府が竹島（鬱陵島）外一島の松島（独島＝竹島）を朝鮮国領と決定済みであることを踏まえて「竹島外一島之儀、本邦関係無之儀と相心得るべきこと」との指令を仰いだという主張は、事実と反する。内務省が当時「太政官指令」の文脈で松島を元禄竹島一件の竹島（往時の竹島＝鬱陵島）と同義と理解していたことが資料によって明らかになっている。太政官指令が出された年（1877(明治 10)年）の 7 月、長崎県令北島秀朝から内務卿大久保利通に宛てて「松島開島之儀ニ付伺」が提出された。これに対する内務卿の回答（同年 8 月）には次のとおり記されている。

隠岐國ノ北方ニアル松島開島ノ儀ニ付縷述之趣モ有之候得共 右ハ客歳島根縣ヨリ稟議有之候砌 舊幕府中該島事件ニ付朝鮮國ト數回往復之書類等篤ト取調候處 終ニ我版圖内タルコトヲ詳明ニサルニ付 其筋ヘ申稟ヲ經 本邦ニ於テ関係無之儀ト治定致シ 同縣ヘモ其旨及指令置候儀ニ有之候条 可被得其意 此段及回答候也¹⁷

（隠岐国の北方にある松島開島のことにつき縷々述べられているが、右は昨年島根県から稟議があった際、旧幕府時代のその島の事件に関する朝鮮国との往復書類等をよく調べたところ、結

¹⁶ 一件文書は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方針」『公文録』明治 10 年 3 月内務省之部 1. 国立公文書館デジタルアーカイブで画像の閲覧が可能。また、『竹島資料勉強会報告書「明治 10 年太政官指令」の検証』日本国際問題研究所, 2022.3 <<https://www.jiia.or.jp/jic/JIIA-Takeshima-research-report-2022.html>> の巻末資料編に翻刻がある。

¹⁷ 『花房義質関係文書』東京都立大学図書館所蔵原文書のマイクロフィルム, Reel 20, 文書番号 406-2. 藤井賢二「花房義質関係文書で覆る韓国の太政官指令に関する主張」Web 竹島問題研究所>調査研究>研究スタッフからの報告<<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/hanabusa-dajoukan.html>> に一件書類の画像と翻刻へのリンクがある。

局わが版図であることが明らかでなかったため、その筋〔注.太政官〕へ申稟を経て本邦と関係が無いことに落着し、島根県へもその旨指令したので承知されたい。この段回答する。）

要するに、長崎県の伺の対象である松島は①で見たダジュレである松島（＝鬱陵島）であるところ——伺に“巨木全島に繁茂し”とあるので今日の竹島ではありえない——、内務省は、旧幕府時代のその島の事件（該島事件）に関する朝鮮国との往復書類等を調べ——島根県からの伺に際して内務省が調査したのは元禄竹島一件に関する文書。太政官への伺に根拠資料として写しが添付されている——、太政官に諮った後、本邦と関係が無いことに落着（治定）したとしているのである。すなわち、1877年太政官指令は、往時の竹島＝ダジュレである松島＝鬱陵島について本邦関係無しとしたものであって、今日の竹島に関するものではない。

④ 大韓帝国勅令 41 号(1900 年)など

以上のほか、久保井規夫氏は、韓国側が「石島」という名称で竹島を鬱島郡の管轄範囲内に入れたと主張する大韓帝国勅令第 41 号（1900 年）に関し、“韓国政府は、禹用鼎を責任者とし、立会人として…赤塚正助、ラボーテ…とともに、鬱陵島での日本人の所業調査を行った”（冊子 p. 35）、“石島は、「リアンコールロック」…の「ロック」「岩」から名付けられた島名である”（冊子 p. 37）と言う。しかし、禹用鼎の一行は鬱陵島に赴いて同島で伐木する日本人の実態調査を行ったのみであり、同人の『鬱島記』にも竹島への言及はない¹⁸。石島が竹島の西洋名リアンコールロックのロックに由来するという根拠は〔高宗が外国製地図を見ていたはずだとする以外〕示されていない。

久保井氏は、また、日本は、日露戦争時に独島＝竹島を韓国から強奪した（冊子 p. 41）、〔第二次大戦後の〕講和条約では、独島＝竹島は日韓どちらの領土とも決定しなかった（冊子 p. 44）、日韓会談で日本は韓国による独島の実効支配を認めた（冊子 p. 50）とも言う。しかし、奪ったというためには先ず韓国の領土であったことが証明されなければならない。平和条約に関し同氏は、竹島は朝鮮王朝の領土だったとする駐日米国大使館員から本省への報告が“米国の本音”を示すというが、史実は、同報告を受けた国務省は駐韓大使館に書簡を送り（1952.11.5/駐日大使館に同報）平和条約の起草過程で韓国が竹島を韓国領とする修正を求め国務省が否定したことを伝達したのである¹⁹。1965 年の日韓諸条約では、旧条約の効力、大韓民国政府の地位、経済協力と請求権など、国交正常化という大目標達成のため条文を玉虫色にとどめ両国政府が各々国内に向けて異なる説明をするということが行われた。漁業協定（李ライン）、紛争解決交換公文（竹島）についてもそのような側面があるが、“日本が韓国による竹島の実効支配を認めた”ということは決してない。

¹⁸ 『鬱陵郡誌』1989 年，13 章 7 節 4. 内務部視察官鬱島視察委員禹用鼎鬱陵島記，pp.477-485.

¹⁹ 「竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書（追補）=資料=」島根県〔第 1 期〕竹島問題研究会最終報告書，2007.3，p. 82 <https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04_01/index.data/houkokusyo-12_-.pdf> に書簡の翻訳がある。

